（案）

札幌運輸支局他で使用する電気の購入契約書

支出負担行為担当官　北海道運輸局長　○○　○○、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部長　○○　○○（以下「発注者」という。）と、○○○○○○○○株式会社　代表取締役　○○　○○（以下「受注者」という。）は、札幌運輸支局他で使用する電気の購入に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　発注者及び受注者は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条　受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者の札幌運輸支局他（以下「需要場所」という。）で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者に、その対価を支払うものとする。

（契約金額）

第３条　需要場所ごとの契約金額は、別紙「契約金額」のとおりとする。

２　受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者及び受注者が協議のうえ価格を改定することができる。

（契約期間）

第４条　契約期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第５条　発注者は､本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第７条　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（細目事項の取扱い）

第８条　契約履行上必要な細目事項については、受注者の定める「電力契約標準約款」（以下「約款」という。）に依拠する。

（契約電力）

第９条　各月の契約電力は、以下の各号に該当する場合を除き、その一月の最大需要電力と前１１ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（１）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む一月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値が、その一月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前１１ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を上回るとき。

（２）契約受電設備が減少される場合等で、１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。

２　最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は、契約電力を発注者受注者協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第１項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第 10 条　計量日は原則として毎月１日とし､受注者は計量日に記録された値により使用電力等を算定し、発注者の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

２　受注者は、前項の計量を実施したときは、計量結果を速やかに発注者へ通知し、発注者の検査職員は、計量結果の通知に基づき検査を行い、通知内容について疑義が生じた場合は、速やかに受注者へ連絡する。

（料金の算定期間）

第 11 条　料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（料金の算定）

第 12 条　一月の料金は、以下の各号に定める「基本料金」、「電力量料金」、再生可能エネルギー発電促進賦課金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、北海道管内の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件等による。）の合計額（以下「料金」という。）とする。

なお、料金に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（１）基本料金

$$\text{第３条に定める契約金額の基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \frac{185 - \text{力率}}{100}$$

（２）電力量料金

$$\text{第３条に定める契約金額の電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

ただし、電力量料金は北海道を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款及び要項により算定された燃料費調整単価による調整を行うものとする。

（料金の支払い及び遅延利息）

第 13 条　受注者は第 10 条に定めた検査終了後、前条で定めた算定方法により算出した料金に、消費税相当額を加算した金額を、一月毎に発注者に対し適法な請求書により請求

するものとする。

2　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

3　発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年３．０％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

4　前項の規定により算出した遅延利息の額が１００円未満である場合はその金額を、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（機密の保持）

第 14 条　発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を、業務運営上特に必要な場合を除き、他に漏らしてはならない。

また、本契約終了後においても、この責任を負うものとする。

（契約の解除）

第 15 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

（２）本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

（３）前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

（違約金）

第 16 条　受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第３条に定める契約金額の電力量料金単価を乗じて得た額に、第 12 条に定める基本料金を加算した額の１０分の１に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 17 条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定し

たとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

（４）この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３．０％の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第 18 条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと

き

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（７）下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

（８）受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 19 条　発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。

（協議）

第 20 条　本契約条項について疑義があるとき、又は本契約条項に定めていない事項については、別に定める覚書によるほか、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

（紛争の解決）

第 21 条　この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

本契約の締結を証するため、本書３通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　札幌市中央区北２条西１９丁目８番
支出負担行為担当官
北海道運輸局長　　○○　○○

北海道札幌市東区北２８条東１丁目１番１号
独立行政法人自動車技術総合機構
北海道検査部長　　○○　○○

受注者　○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○株式会社
代表取締役　　○○　○○